

# 身体的拘束に関する指針

第2版

2026年5月12日

医療法人社団協友会

東川口病院

倫理委員会

021-2

## 改定履歴

発行日 改定日	改定 版番号	変更内容	作成	承認
2024/5/14	1	初版作成	西塚 容子	田辺院長
2026/5/12	2	身体的拘束最小化に関する項追加	身体的拘束 部会	倫理委員会

本文書は、非営利目的である場合に限り、引用・再配布・送信を認めます。  
ただし、営利目的の場合は、事前に文書で申請し承認を受けなければなりません。  
いずれの場合も、当院が著作権を放棄することはありません。  
本書に掲載されている会社名、製品名は、それぞれ各社の商標または登録商標です。

# 目次

1. 身体的拘束の基本的な考え方.....	1
1.1. 身体的拘束の定義 .....	1
1.2. 身体的拘束を必要とする緊急やむを得ない場合の例外三原則 .....	1
1.3. やむを得ず身体的拘束が必要と判断した場合とその解除について .....	1
2. 身体的拘束最小化に関する基本的な考え方.....	2
2.1. 身体的拘束最小化のために  なすべきこと .....	2
2.2. 身体的拘束をせずにケアを行なうためにー3つの原則.....	3

## 1. 身体的拘束の基本的な考え方

身体的拘束は、患者及び利用者(以下「患者等」)の自由を制限することであり、尊厳ある生活を阻むことである。当院では、患者等の尊厳と主体性を尊重し拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し 拘束廃止にむけた意識を持ち身体的拘束をしないケアの実施に努める。

医療サービス提供にあたって、患者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束、その他の患者等の行動を制限する行為を原則禁止する。

### 1.1. 身体的拘束の定義

身体的拘束とは、厚生労働省が「身体的拘束・防止の手引き」の中であげている以下の行為と定義する。

- ① 一人歩きしないように、車椅子やベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手装等をつける。
- ⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルを付ける
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧ 脱衣やオムツはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッド等に体幹や四肢をひも等で縛る
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

(令和6年3月「身体的拘束・防止の手引き」より抜粋)

### 1.2. 身体的拘束を必要とする緊急やむを得ない場合の例外三原則

患者の個々の、心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体的拘束を行わないケア提供をすることが原則。例外的に以下の3つの要素の全てを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体的拘束を行なうことがある。

- ① 切迫性：患者等本人又は、他の患者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性があり緊急性が著しく高いこと。
- ② 非代償性：身体的拘束その他の行動制限を行なう以外に代替する方法がないこと。
- ③ 一時性：身体的拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

### 1.3. やむを得ず身体的拘束が必要と判断した場合とその解除について

身体的拘束時には、常に早期解除に向けて多職種で検討する。

再検討の結果、身体的拘束要件に該当しなくなった場合は、直ちに身体的拘束を解除する。

## 2. 身体的拘束最小化に関する基本的な考え方

患者等の尊厳と主体性、自律を尊重し、身体的拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的・社会的弊害を理解し、身体的拘束最小化に向けた意識を持ち、身体的拘束に頼らない医療・看護の提供に努める。

### 2.1. 身体的拘束最小化のために なすべきこと

#### ① 組織一丸となった取り組みの重要性

組織の管理者等の責任者が「身体的拘束最小化」を決意し、職員をバックアップする方針を徹底することが重要である。それによって、職員は自分の責任となってしまう等の不安が解消され、安心して取り組むことが可能となる。

#### ② 身体的拘束を必要としないケアの実現

次のような患者の状況を解決することによって、身体的拘束を必要としない環境を作る。

- ・ スタッフの行為や言葉掛けが不適切か、またはその意味がわからない場合
- ・ 自分の意志にそぐわないと感じている場合
- ・ 不安や孤独を感じている場合
- ・ 身体的な不快や苦痛を感じている場合
- ・ 身の危険を感じている場合
- ・ 何らかの意思表示を使用としている場合

#### ③ 本人・家族・施設や事業所等での共通認識の醸成

身体的拘束の弊害をしっかりと認識し、どうすれば最小化できるかを、トップも含めた組織全体、そして本人家族、本人に関わっている関係者・関係機関で十分に議論し、皆で課題意識を共有し、チームケアを実現していく努力が求められる。その際に最も大事なものは「患者本人中心」という考え方である。

#### ④ 事故の起きない環境を整備し、柔軟な応援態勢を確保する

身体的拘束最小化の側面から支援する観点から、転倒等の事故防止策を併せて講じる必要がある。その第一は、転倒や転落などの事故が起きにくい環境作りである。手すりをつける、足元に物を置かない、ベッドの高さを低くする等の工夫を行なう。第二は、スタッフ全員で助け合える体制作りである。

#### ⑤ 常に代替的な方法を考えることの重要性

身体的拘束せざるを得ない場合についても、本当に代替する方法はないのか常に検討することが求められる。「仕方がない」「どうしようもない」とみなされて拘束されている人はいないか、拘束されている人については「何故拘束されているのか」を考え、まず、いかに拘束を解除するのかを検討することから始める必要がある。検討もなく「漫然」と拘束している場合は、直ちに拘束の解除を試みる。また、身体的拘束解除に困難が伴う場合であっても、ケア方法の改善や環境の整備等創意工夫を重ね、解除を実行する。

## 2.2. 身体的拘束をせずにケアを行なうために－3つの原則

身体的拘束せずにケアを行なうためには、身体的拘束を行なわざるを得なくなる原因を特定し、その原因を除去するためにケアを見直すことが求められる。そのための3つの原因について述べる。

### ① 身体的拘束を誘発する原因を探り除去する。

身体的拘束をやむを得ず行なう理由として、次のような状況を防止するために「必要」だということがある。

- ・徘徊や興奮状態での周囲への迷惑行為
- ・転倒のおそれのある不安定な歩行や、点滴除去などの危険な行動
- ・かきむしりや体を叩き続けるなどの自傷行為
- ・姿勢が崩れ、体位保持が困難であること

しかし、それらの状況には必ずその人なりの理由や原因があり、ケアする側の関わり方や環境に問題があることも少なくない。したがって、その人なりの理由や原因を徹底的に探り、除去するケアが必要であり、そうすれば身体的拘束を行なう必要もなくなるのである。身体的拘束が必要な状況が発生した場合は、身体的拘束を安易に行なうのではなく、必ずその原因を探っていくことを第一のケアとする。多職種でカンファレンスを行うことで、異なる視点から原因を追及していく。

### ② 5つの基本的ケアを徹底する。

身体的拘束を予防するためには、まず、基本的なケアを十分に行ない、生活のリズムを整えることが重要である。

①起きる②食べる③排泄する④清潔にする⑤活動する（アクティビティ）という5つの基本事項について、その人に合った十分なケアを徹底することである。

<5つの基本的ケア>

以下の5つの基本的なケアを実行することにより、点滴をしなければならない状況や、転倒しやすい状況を作らないようにすることが重要である。

#### ①起きる

人間は座っているとき、重力が上からかかることで覚醒する。目が開き、耳が聞こえ、自分の周囲で起こっていることがわかるようになる。これは仰臥して天井を見ていたのではわからない。起きるのを助けることは人間らしさを追求する第一歩である。

#### ② 食べる

人にとって食べることは楽しみであり、生きがいであり、脱水予防、感染予防にもなり、点滴や経管栄養が不要になる、食べることはケアの基本である。

#### ③ 排泄する

なるべくトイレで排泄してもらうことを基本に考える。おむつを使用している人については、随時交換が必要である。オムツに排泄物が付いたままになっている

と気持ち悪く、「オムツいじり」などの行為につながる事となる。

④ 清潔にする

きちんと風呂に入ることが基本である。皮膚が不潔なことが痒みの原因になり、そのために大声を出したり、夜眠れずに不穏になったりすることになる。皮膚をきれいにしておけば、本人も快適になり、また、周囲も世話をしやすくなり、人間関係も良好になる。

⑤ 活動する

その人の状態や生活歴に合った良い刺激を提供することが重要である。

具体的には、音楽、工芸、園芸、ゲーム、体操、家事、ペット、テレビなどが考えられる。言葉による良い刺激もあれば、言葉以外の刺激もあるがいずれにせよ、その人らしさを追求するうえで、心地よい刺激が必要である。

③ 身体的拘束最小化をきっかけに「よりよいケア」の実現を目指す

「身体的拘束最小化」を最終ゴールとせず、身体的拘束を最小化していく過程で提起された様々な課題を真摯に受け止め、よりよいケアの実現に取り組んでいく。